

災害発生時の協力業者募集

令和8年度 災害時協力業者募集要項

国土交通省佐賀国道事務所では、災害の恐れや災害発生時における迅速な被災状況把握、また円滑で的確な災害対応を図るために、協力いただける業者を以下の要項により募集します。

【工事分野】

一般災害部門、橋梁災害部門、光ケーブル災害部門、機械設備災害部門

【業務分野】

測量・設計部門、地質調査部門

【ボランティア分野】

ボランティア部門

※上記各部門については、九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により佐賀国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体）の災害支援を行う場合もあります。

※災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動等の出動要請、国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬および運転、また降雪時における状況調査や通行車両への支援等を要請する場合もあります。

※災害現場における活動状況を記録する写真等の撮影を要請する場合もあります。

< 各種募集要項および応募様式等はここからダウンロードしてください。>

共通（募集要項）

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 九州地方整備局における、令和7・8年度の一般競争参加資格の認定を受けている又は申請中であり、令和8年4月1日時点においてその認定を受けていること。なお、認定されていない者は無効（ボランティア部門は除く）とする。
機械設備災害関係については、令和7・8・9年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加地域を九州・沖縄地域として申請していること。令和7・8・9年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、「建物管理等各種保守管理」のA、B、C、又はD等級に格付けされた九州沖縄地域の認定を令和8年4月1日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記2の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※① 選定結果については、3月中旬までに結果をお知らせすると共に、3月下旬に協定の締結を行います。

※② 提出された申請書等は、選定の審査以外に使用しません。なお、提出された申請書等は返却しません。

※③ 故意による虚偽の申請を行った場合は、協定を無効とする場合があります。

提 出 先 〒849-0924 佐賀市新中町5-10 TEL 0952-37-1401(管理第一課直通)
佐賀国道事務所 管理第一課 馬場崎 勉

問い合わせ 佐賀国道事務所 管理第一課 德安 、 馬場崎